

上福寺納骨供養塔利用規約

1. 納骨供養塔の利用について
納骨供養塔(以下、納骨塔)の利用希望者には、納骨塔維持管理のために「利用料」を請求する。
納骨完了後、利用料以外の金銭を請求しない。
2. 分骨の納骨について
分骨(のど仏)の納骨を希望する場合、利用料を請求する。納骨完了後、利用料以外の金銭を請求しない。

分骨の利用料 一霊につき 3万円
3. 身体骨の納骨について
身体骨は専門業者に委託して「骨粉」に加工し、納骨塔内に納骨する。納骨完了後、利用料以外の金銭を請求しない。
 - (1) 利用者が骨粉に加工せずに納骨する場合 一霊につき 7万円
 - (2) 利用者が骨粉に加工して納骨する場合 一霊につき 5万円
※(2)について、利用者が個人で加工業者を選定することを想定するが、加工業者の見当がつかない場合は、上福寺に相談してもよい。
4. 分骨と身体骨の両方の納骨について
分骨と身体骨の納骨を希望する場合、利用料は分骨と身体骨の利用料を合計した利用料を請求する。
5. 申し込みについて
納骨塔の利用を申し込む場合は、「納骨供養塔利用申請書」の提出を求める。利用規約を熟読の上、申請書に必要事項を記入し、「火葬許可(証明)書の原本」・「お骨」・「利用料」と併せて上福寺に提出する。
6. 納骨供養について
「納骨供養」として、お骨を上福寺に預ける機会を1年に2回設ける。申請者は自身の都合に基づいて、毎年4月下旬に催す「御忌法要」、もしくは11月下旬～12月上旬に催す「十夜法要」のどちらかに来寺して法要に参加する。それぞれの法要中に「納骨供養」を併せて行い、法要終了後に持参したお骨を上福寺に預ける。
※納骨供養後、いかなる理由があろうともお骨の返還には一切応じない。
7. 年中行事に参加出来ない方について
納骨塔の利用を希望する場合、原則御忌法要・十夜法要のどちらかの年中行事に参加し、「納骨供養」を経てお骨を上福寺に預ける。しかし、諸般の事情で来寺出来ない場合は、利用者の自宅にて「納骨供養」を勤めた後にお骨を上福寺が預かり、上福寺の責任で納骨する。
8. 納骨について
預かったお骨を供養塔へ納骨する日程は、法要終了時にお知らせする。また納骨は上福寺が行うので、利用者の立ち合い等は求めない。
9. 納骨後について
毎年春・秋両彼岸法要中に、納骨された全ての精霊のお戒名を読上げし、お参り頂いた方々と共々にお念仏をお唱えして供養する。

10. 納骨塔の給仕について

納骨塔の給仕(お供え)は線香と花類を認める。また動物による「食い荒らし」が予想されることから、食品や飲料水等のお供えを禁止する。

11. 預かりのお骨について

平成 29 年 12 月 1 日時点で上福寺が預かり、位牌壇に安置しているお骨に関しては、納骨の際に利用料を請求しない。また預かりのお骨は位牌壇に安置し続けるが、納骨塔へ納骨することを預け主が希望する場合、上福寺への連絡を求める。

12. 上福寺の檀信徒で無い方について

上福寺の檀信徒で無い方の分骨と身体骨の納骨は、両方とも受け付けしない。しかし、以下の条件に 1 つでも該当し、納骨を機会に上福寺の檀信徒になる意思がある場合は納骨を受け付ける。

また上福寺の檀信徒の親族や縁者であっても、仏教の他宗派・他宗教を信仰者している方が納骨塔の利用を希望された場合、元よりの信仰を尊重する目的で、これを受付しない。

(条件 1)上福寺の檀信徒の親族であり、浄土宗を信仰している。

(条件 2)元より浄土宗を信仰しているが、菩提寺が遠方にある、もしくは菩提寺が無い。

(条件 3)これまで無宗教であったが、浄土宗を信仰していく意思がある。

13. 仏教の他宗派・他宗教からの改宗について

納骨塔利用のために仏教の他宗派・他宗教から浄土宗へ改宗し、上福寺の檀信徒になる意思を表明した場合、トラブル防止のために上福寺がこれを慎重に希望者と協議し、納骨と改宗を受け付けるかを上福寺の責任で判断する。

14. 動物(ペット)の納骨について

動物(ペット)の納骨は、埋葬に関する法令の見地に基づき受付しない。

15. 改葬について

墓所有者が「改葬(俗に言う墓じまい)」を行い、墓内にあった遺骨の預かりを希望する場合は、預かった遺骨を納骨塔内に納骨する。納骨に際しては、墓内にあった全ての遺骨をまとめたものとして利用料を求める。納骨完了後、利用料以外の金銭を請求しない。

改葬後の遺骨の納骨塔利用料 3 万円

16. 遺骨から作られた装飾品について

遺骨から作られたアクセサリー等の装飾品は、受付しない。

17. 問い合わせについて

納骨塔に関する問い合わせは、全て上福寺が対応する。

18. 規約の改廃について

本規約の改廃は上福寺住職、並びに世話人の会議による議決を経なければならない。

附則

本規約は平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

本規約は令和 2 年 7 月 5 日に一部改正し、実施する。